

竹富町における利用者負担の仕組み構築に向けた検討会 設置要綱

(目的)

第1条 竹富町において、観光等の来訪により発生する標準以上の行政需要に対応するために必要となる利用者負担の仕組み構築に向けた検討や連絡調整を行うことを目的として、「竹富町における利用者負担の仕組み構築に向けた検討会」(以下、「検討会」とする)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 竹富町における利用者負担の仕組み構築に関連する事項
- (2) その他、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

(構成)

第3条 検討会は、次に掲げる委員、オブザーバー、及び事務局をもって構成する。なお、構成員の追加・削除については検討会の合議により決定する。

- (1) 委員：有識者及び地元関係団体
- (2) オブザーバー：関係行政機関、その他事務局長が必要と認める者
- (3) 事務局：第4条第1項に定める行政機関

(事務局)

第4条 検討会の事務局は、竹富町自然観光課、竹富町税務課、環境省西表自然保護官事務所が務める。

2 事務局長は、竹富町自然観光課長が務める。

(運営)

第5条 検討会は、事務局長が召集し、事務局長又は事務局長が指名する者が会議の議事進行を行う。

- 2 事務局長は必要に応じ、検討会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 構成員は、自らが検討会に出席できない場合、自らの代理として、同機関に所属する者又はあらかじめ事務局長の了解を得た者を出席させることができる。
- 4 検討会は、重要な事項について検討を深めるため、その下部に部会またはワーキンググループを設置することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、令和4年7月7日から施行する。

(別紙)

「竹富町における利用者負担の仕組み構築に向けた検討会」
構成員一覧(令和4年7月現在)

区分	所属・役職
委員 (有識者)	神奈川大学経営学部国際経営学科 教授 青木 宗明
	沖縄 IT イノベーション戦略センター 常務理事 加賀谷 陽平
	ニュー・パブリック・ワークス 代表理事 上妻 毅
委員 (地元関係団体)	竹富町観光協会
	竹富町商工会
	竹富島地域自然資産財団
	西表財団
	安栄観光
	八重山観光フェリー
	石垣島ドリーム観光
オブザーバー (関係行政機関)	環境省沖縄奄美自然環境事務所
	林野庁沖縄森林管理署
	内閣府沖縄総合事務局運輸部観光課
	沖縄県自然保護課
	沖縄県観光政策課
	沖縄県港湾課
	沖縄県八重山土木事務所
事務局	竹富町自然観光課
	竹富町税務課
	環境省西表自然保護官事務所